

○保育の質の向上のための研修事業等

単位:円

	基準額(登録保育士1人当たり)
都道府県が実施する場合	6,250
市町村が実施する場合	都道府県知事が必要と認めた額

○保育士再就職支援コーディネーター配置事業

単位:千円

	基準額(コーディネーター1人当たり)
配置事業	4,000

(5)認定こども園整備等事業

○認定こども園整備事業

<本体工事>

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
定員20名以下	57,400	54,600	51,800	49,000
定員21～30名	60,200	57,400	56,000	53,200
定員31～40名	70,000	65,800	63,000	60,200
定員41～70名	79,800	75,600	71,400	68,600
定員71～100名	103,600	99,400	93,800	89,600
定員101～130名	124,600	119,000	112,000	107,800
定員131～160名	144,200	138,600	130,200	124,600
定員161～190名	163,800	156,800	148,400	140,000
定員191～220名	182,000	175,000	168,000	156,800
定員221～250名	201,600	193,200	183,400	172,200
定員251名以上	224,000	212,800	203,000	193,200

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1,148	2,044
定員21～30名	1,302	2,495
定員31～40名	1,736	3,024
定員41～70名	2,184	4,200
定員71～100名	3,080	6,300
定員101～130名	3,696	7,560
定員131～160名	4,620	9,450
定員161～190名	5,544	10,332
定員191～220名	6,468	12,054
定員221～250名	7,392	13,776
定員251名以上	8,316	15,498

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○認定こども園事業費

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	10,000	12,000
3歳児	10,000	15,000
1・2歳児	—	39,000
乳児	—	72,000

(6) 認定こども園等の環境整備等事業

○ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

< 遊具等環境整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
遊具・運動用具・教具・衛生用品等	未定

< デジタルテレビ整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費)	未定
アンテナ工事	未定

○ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位: 円

	基準額
幼稚園教諭一人当たり	6,250

2. ひとり親家庭等への支援の拡充

(1) 高等技能訓練促進費等事業

基準額
別添13の3の(1)に定める額

(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業

	基準額
託児活動費	月額 862千円
事務費	年額 1,574千円

(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

	基準額
戸別訪問による相談支援等	年額 2,577千円
就職活動支度の費用についての支援	支援対象者1人当たり 50千円(実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額)

(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

基準額
厚生労働大臣が必要と認めた額

## (6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

## 3. 社会的養護の拡充

## (1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

## (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
施設内遊具の安全対策	2,300	
食品の安全対策	6,500	
児童入所施設等の生活環境改善	下記以外	8,000
	里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター	1,000
地域子育て支援拠点の環境改善	8,000	
児童相談所の環境改善	8,000	
学習環境改善	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	400
	里親	1里親当たり 200
	地域小規模児童養護施設、母子家庭等就業・自立支援センター	1,000
	都道府県社協等	1か所当たり200千円×貸出見込人数
児童相談体制整備対策	児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な車輛の購入等	5,090
	市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業(こんちには赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用電動アシスト自転車等の整備	1市町村当たり 1,040
賃貸・改修等の補助対象の拡大	賃借料補助 年額	3,000
	改修費補助	8,000

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

		基準額	
児童養護施設等施設 職員の研修	1人当たり年額(送り出し施設)	短期研修宿泊あり	131
		短期研修宿泊なし	71
		長期研修	1,018
	1人当たり年額(受入施設(長期研修の場合のみ))	215	
	調整機関事務費	2,988	
児童家庭相談に携わる者の研修	児童相談所職員	1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 895千円	
	市町村職員等	1市町村当たり 288千円	

(別紙様式 1)

番 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿  
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度安心こども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

(平成20年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A) 円	運用益繰入額 (B) 円	年度内支出額 (C) 円	年度末保管額 (A+B-C) 円
厚生労働省関係					
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額 (a)					

(注) 合計額 (a) は、4の合計額 (b) と一致すること。



(平成21年度交付分)

省別	基金の 保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額 (a)					

(注1) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注2) 合計額 (a) は、4の合計額 (b) と一致すること。

(合計)

省別	基金の 保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額 (a)					

(注1) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」を含む。

(注2) 合計額 (a) は、4の合計額 (b) と一致すること。

## 2 基金運用実績

(平成20年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額					

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成21年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額					

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。